

ページ	条項	現 行	修 改 正 案
第 1 部 競技会役員			
138	113	第 113 条 医事代表	第 113 条 医事代表 〔注意〕 iii <u>上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりしたフィールド競技の競技者が試技をしていなかった場合、リザルトでは DNS と表記される。しかし、試技を行った場合には試技の結果は成立し、競技者はその結果に従って扱われる。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。</u> iv <u>上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりした混成競技の競技者は、もし最初の種目に出場していなければ DNS と記録される。しかしスタートしていれば第 200 条 10 項が適用される。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。</u> 〔国内〕 i <u>主催者によって任命された医師は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技中止を命じることができる。医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。</u> ii <u>医務員は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技者が競技を行うことに問題があると認めた場合、直ちに審判長に報告しなければならない。</u>
142	119	第 119 条 ジュリー ・・・ 競技会に責任がある IAAF あるいは主催者は審議に参加できないジュリーが生じた時のために 1 人もしくは 2 人の交代要員を指名しなくてはならない。 上記競技会以外でも・・・考える場合は同様なジュリーを設けるべきである。	第 119 条 ジュリー ・・・ 競技会に責任がある IAAF あるいは主催者は審議に参加できない<u>ジュリーに欠員が生じた時のために 1 人もしくは 2 人の交代要員を指名しなくてはならない。</u> 上記競技会以外でも・・・考える場合は同様に<u>ジュリーを設けるべきである。</u>
143	120	第 120 条 競技会役員 ・・・ トランスポンダー主任 (第 128 条、165 条) 1 人 トランスポンダー主任補佐 適切な人数 ◇スタートコーディネーター (第 129 条) 1 人 ・・・	第 120 条 競技会役員 ・・・ トランスポンダー主任 (第 128 条、165 条) 1 人 トランスポンダー主任補佐 適切な人数 <u>トランスポンダー係 適切な人数</u> ◇スタートコーディネーター (第 129 条) 1 人 ・・・
154	125 -7	第 125 条 審判長 7. 審判長は、・・・、同日または別の日に行う。 〔参照 第 146 条 4、第 163 条 2〕	第 125 条 審判長 7. 審判長は、・・・、同日または別の日に行う。 〔参照 第 146 条 4、第 163 条 2〕 〔国内〕 <u>審判長は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技の中止を命じることができる。審判長から</u>

157	128	第128条 計時員、写真判定員と トランスポンダー主任	中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止 しなければならない。
158	128 -4	4. トランスポンダー計時システムを使用する ときはトランスポンダー主任と適切な人数のト ランスポンダー主任補佐が任命されなければなら ない。	4. トランスポンダー計時システムを使用する ときはトランスポンダー係が任命され、その中か らトランスポンダー主任と適切な人数のトラン スポンダー主任補佐が任命されなければなら ない。
第2部 競技会一般規則			
17	142 -2	第142条 申し込み 2. 外国人が日本の競技会に出場する場合は、・・・ 許されない。国際競技会における競技者の参加 資格は、技術代表に対し相反するものでない場 合は受け入れられる。	第142条 申し込み 2. 外国人が日本の競技会に出場する場合は、・・・ 許されない。国際競技会における競技者の参加 資格は、技術代表に対し <u>反対の申し出がない限</u> <u>りは受け入れられる。</u>
178	144 -1	第144条 競技者に対する助力 診察および助力 1. 診察、治療、理学治療は、・・・競技中であ ろうと、助力である。 〔注意〕 競技区域は、通常、柵などで物理的に仕切られて いるが、本条の解釈上、競技が行われ、競技者と 関連規則・諸規程で認められた者のみが立ち入 ることのできる区域と定義される。	第144条 競技者に対する助力 診察および助力 1. 診察、治療、理学治療は、・・・競技中であ ろうと、助力である。 〔国内〕 i. <u>転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常</u> <u>歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横</u> <u>臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公</u> <u>式の医療スタッフが声掛けを行うことは、助力</u> <u>とは見なさない。声掛けを行った審判員や公式</u> <u>の医療スタッフは直ちに審判長または医師に</u> <u>状況を報告し、本人がなお競技続行の意思を持</u> <u>っていても、競技者の生命・身体保護の観点か</u> <u>ら審判長もしくは医師の判断で競技を中止さ</u> <u>せることができる。</u> ii. <u>当該選手が所属するチームスタッフから競技</u> <u>を中止させたいとの申し出があった場合、当該</u> <u>申し出を受けた審判員は直ちに審判長に報告</u> <u>し、競技者の生命・身体保護の観点から、本人</u> <u>がなお競技続行の意思を持っていても、審判長</u> <u>の判断で競技を中止させることができる。</u> iii. <u>転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常</u> <u>歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横</u> <u>臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公</u> <u>式の医療スタッフが一時的に介護するために</u> <u>競技者の身体の一部に触れることは、助力とは</u> <u>見なさない。</u> 〔注意〕 競技区域は、通常、柵などで物理的に仕切られて いるが、本条の解釈上、競技が行われ、競技者と 関連規則・諸規程で認められた者のみが立ち入 ることのできる区域と定義される。
179	144 -2	2. 競技中、競技場内で、助力を与えたり受けたり している競技者は・・・	2. 競技中、 <u>競技区域内</u> で、助力を与えたり受けた りしている競技者は・・・

179	144 -3	3. (e) 当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること（競技指導を行う、長さの跳種目で失敗を示す場合を除き・・・）。	3. (e) 当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること（競技指導を行う、長さの <u>跳躍</u> 種目で失敗を示す場合を除き・・・）。
187	146 -11	第146条 抗議と上訴 〔国内〕 2 ジュリーをおく競技会における抗議の文書は、総務または抗議の手続きについての任務を有する総務員に提出し、審判長を経てジュリーに回付する。	第146条 抗議と上訴 〔国内〕 2 ジュリーをおく競技会における <u>上訴</u> の文書は、総務または抗議の手続きについての任務を有する総務員に提出し、審判長を経てジュリーに回付する。
191	149 -3	第149条 記録の有効性 3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の・・・規定により、審判長が再レースと判断した競技（レース）の全部または一部の記録、混成競技で・・・扱われる。	第149条 記録の有効性 3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の・・・規定により、審判長が再競技（再レース）と判断した競技（レース）の全部または一部の記録、混成競技で・・・扱われる。
第3部 トラック競技			
193	160 -1	第160条 トラックの計測 1. 標準的な・・・白とする。 曲走路の縁石の一部がフィールド競技のため、一時的にはずされる場合、縁石直下の場所に幅50mmの白線を引き、高さ200mm以上のコーンあるいは旗を間隔4m以内で、・・・置く。	第160条 トラックの計測 1. 標準的な・・・白とする。 曲走路の縁石の一部がフィールド競技のため、一時的にはずされる場合、縁石直下の場所に幅50mmの白線を引き、高さ <u>150mm</u> 以上のコーンあるいは旗を間隔4m以内で、・・・置く。
194	160 -4	〔国内〕 2010年3月31日以前に建造されたトラックに関しては、トラックおよび走路を全面改修するまでは、レーンの幅は1m250でもよい。	〔国内〕 <u>レーン（走路）の幅は1m220とする。レーンの幅が1m250で公認継続している競技場は、走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1m220の基準を適用する。</u>
198	162 -2	第162条 スタート 2. (c) 第162条5を適用して行うレースでは、スターターは、選手が位置についた後でもスタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断しようと考えた場合には、「Stand Up (スタンド・アップ：立って)」の言葉を用いる。	第162条 スタート 2. (c) 第162条5を適用して行うレースでは、スターターは、選手が位置についた後でもスタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断したりしようと考えた場合には、「Stand Up (スタンド・アップ：立って)」の言葉を用いる。 <u>〔国内〕 スタートの準備が全て整っていない、スタートを中断しようと考えた場合には、「立って」の言葉を用いる。</u>
208	163 -5	第163条 レース 5. 第1条1の競技会および国内競技会では、 (a) 800m競走では・・・許される。 ブレイクラインは、・・・コーン、角柱、または適当な目印となるものを各レーンとブレイクラインの交差する直前の各レーン上に置かねばならない。	第163条 レース 5. 第1条1の競技会および国内競技会では、 (a) 800m競走では・・・許される。 ブレイクラインは、・・・コーン、角柱、または適当な目印となるものを各レーンとブレイクラインの交差する直前の各 <u>レーンのライン</u> 上に置かねばならない。
209		〔国内〕 (5) 第2レーンから・・・ならない。 各レーンの正当なスタートの位置を前に出す距離は、レーンの幅が1m250、直線の長さ80mとするとつぎの数値になる。	〔国内〕 (5) 第2レーンから・・・ならない。 各レーンの正当なスタートの位置を前に出す距離は、レーンの幅が <u>1m220</u> 、直線の長さ80mとするとつぎの数値になる。

		第1レーン 0 第2レーン 8 mm 第3レーン 36 mm 第4レーン 83 mm 第5レーン 150 mm 第6レーン 237 mm 第7レーン 343 mm 第8レーン 469 mm	第1レーン 0 第2レーン 8 mm 第3レーン <u>34 mm</u> 第4レーン <u>79 mm</u> 第5レーン <u>143 mm</u> 第6レーン <u>225 mm</u> 第7レーン <u>326 mm</u> 第8レーン <u>446 mm</u> 第9レーン <u>585 mm</u>
212	163 -15	15. (b) 10,000m を超えるトラック種目においては、飲食物・水・スポンジ供給所を設けなくてはならない。	15. (b) 10,000m を超えるトラック競技では、飲食物・水・スポンジ供給所を設けなくてはならない。
219	165 -24	第165条 計時と写真判定 24. (e) すべてのレースで、0.1 秒単位が厳密に「.0」にならない場合は次のより長い <u>秒</u> に変換する（切上げる）。	第165条 計時と写真判定 24. (e) すべてのレースで、0.1 秒単位が厳密に「.0」にならない場合は次のより長い <u>1 秒</u> に変換する（切上げる）。
241	170 -3	第170条 リレー競走 3. 4×100mR と 4×200mR の全走者間、およびメドレーリレーの第1走者と第2走者間、第2走者と第3走者間のテイク・オーバー・ゾーンは30mとし、ゾーンの入口から20mが基準線となる。ゾーンは、走る方向において・・・	第170条 リレー競走 3. 4×100mR と 4×200mR の全走者間、およびメドレーリレーの第1走者と第2走者間、第2走者と第3走者間のテイク・オーバー・ゾーンは30mとし、ゾーンの入口から20mが基準線となる。 <u>メドレーリレーの第3走者と第4走者間、4×400mR およびそれ以上の距離で行われるリレーのテイク・オーバー・ゾーンは基準線を中心に20mとする。</u> ゾーンは、走る方向に・・・
244	170- 10	10. リレーメンバーが走ることができるのは1区間だけである。リレーチームの編成メンバーは、どのラウンドにおいてもその競技会のリレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者であれば出場することができる。 ただし、本連盟の公認競技会では、どのラウンドにおいても出場するメンバーのうち少なくとも2人はリレーに申し込んだ競技者でなければならない。 最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、2人以内に限り、他の競技者と交代することができる。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。 〔国内〕 1 申込みのときのチームの編成は、原則として6人以内とする。 2 交代とは、一度出場した競技者が他の競技者と代わることであり、最初のラウンドにおいてリレーに申し込んでいない競技者が出場する場合は交代とは見なさない。 3 前のラウンドに出場した競技者が一度他の競技者と代わり、再びリレーチームに戻る場合は、新たな交代競技者数には加算しない。	10. リレーメンバーが走ることができるのは1区間だけである。リレーチームの編成メンバーは、どのラウンドにおいてもその競技会のリレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者であれば出場することができる。最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、 <u>最大4人まで他の競技者と交代することができる。</u> この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。 〔国内〕 1 申込みのときのチームの編成は、原則として6人以内とする。 2 <u>どのラウンドにおいても出場するメンバーのうち少なくとも2人はリレーに申し込んだ競技者でなければならない。</u> 3 <u>最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、2人以内に限り、他の競技者と交代することができる。</u> 4 交代とは、一度出場した競技者が他の競技者と代わることであり、最初のラウンドにおいてリレーに申し込んでいない競技者が出場する場合は交代とは見なさない。 5 前のラウンドに出場した競技者が一度他の競技者と代わり、再びリレーチームに戻る場合は、新たな交代競技者数には加算しない。

第4部 フィールド競技

251	180 -6	第180条 総則—フィールド競技 6. [注意] ii 第146条5の下で審判長が・・・、競技の順番は当初のスタートリスト順とする。	第180条 総則—フィールド競技 6. [注意] ii <u>[国際]</u> 第146条5の下で審判長が・・・、競技の順番は当初のスタートリスト順とする。
259	181 -4	第181条 総則—垂直跳躍 4. (b)・・・。 競技者の優勝が決まった後、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅は当該審判員または審判長と相談の上、競技者が決定する。	第181条 総則—垂直跳躍 4. (b)・・・。 <u>優勝が決まり最後の一人になったら、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅は、当該審判員または審判長と相談の上、その競技者が決定する。</u>
268	183 -6	[国内] 2004年1月1日から2010年3月31日までに建造された競技場において、踏切区域の幅は1.22m～1.25mとする	[国内] 助走路の幅は1m220とする。助走路の幅が1m250で公認継続している競技場は、助走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1m220の基準を適用する。
274	184 -1	[国内] 2004年1月1日から2010年3月31日までに建造された競技場において、踏切区域の幅は1.22m～1.25mとする	[国内] 助走路の幅は1m220とする。助走路の幅が1m250で公認継続している競技場は、助走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1m220の基準を適用する。
281	186 -5	[国内] 2004年1月1日から2010年3月31日までに建造された競技場において、踏切区域の幅は1.22m～1.25mとする。	<u>[国内]</u> 助走路の幅は1m220とする。助走路の幅が1m250で公認継続している競技場は、助走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1m220の基準を適用する。
282	187 -2	第187条 総則—投てき種目 2. [国際] 以下に述べる場合を除き用具は主催者が用意する。技術代表は・・・できる。ただし、それらがIAAF承認済みで競技前にたにより検査を受け合格のマークが記してあり、・・・。	第187条 総則—投てき種目 2. [国際] 以下に述べる場合を除き用具は主催者が用意する。技術代表は・・・できる。ただし、それらがIAAF承認済みで競技前に <u>主催者</u> により検査を受け合格のマークが記してあり、・・・。
286	187 -6	6. サークルの縁枠は、・・・材質とする。 サークルの中はコンクリート、アスファルトまたは他の堅固で滑りにくい材質でつくる。この内部の表面は水平で、サークルの縁枠の上端より20mm(±6mm)低くする。	6. サークルの縁枠は、・・・材質とする。 サークルの中はコンクリート、アスファルトまたは他の堅固で滑りにくい材質でつくる。この内部の表面は水平で、サークルの縁枠の上端より20mm(±6mm)低くする。 <u>[国内]</u> <u>サークルの縁枠の上端より20mm(±3mm)低くする。</u>
292	187 -17	17. (b) やり投の場合は、・・・なければならない。 用具が一度地面に触れた後に、競技者が・・・と見なされる。投てき物が落下した時に、助走路内においても・・・みなしてよい。	17. (b) やり投の場合は、・・・なければならない。 <u>やりが一度地面に触れた後に、競技者が・・・と見なされる。やりが落下した時に、助走路内においても・・・みなしてよい。</u>
298	189 -3	第190条 円盤投用囲い 3. 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から5m前方の位置とする。	第190条 円盤投用囲い 3. 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から <u>7m前方</u> の位置とする。
299		[国際] 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から7m前方の位置とする。	<u>[国内]</u> 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から5m前方の位置とする。

303	192 -3	図：円盤投専用囲い 第 192 条 ハンマー投用囲い 3. 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。門口は6mとし、投てき用のサークルの中心から4m200前方の位置とする。開口部の幅6mは囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは、囲いの後部のパネルか掛け網部分は7m以上、ピボット点につながる最前部の2mの部分は9m以上とする。 ハンマーが・・・	第 192 条 ハンマー投用囲い 3. 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。門口は6mとし、投てき用のサークルの中心から7m前方の位置とする。開口部の幅6mは囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは、囲いの後部のパネルか掛け網部分は7m以上、ピボット点につながる最前部の2m800の部分は10m以上とする。 ハンマーが・・・
304		〔国際〕 囲いの形状は図示したようにU字型とする。門口は6mとし、投てき用のサークルの中心から7m前方の位置とする。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは、囲いの後部のパネルか掛け網部分は7m以上、ピボット点につながる最前部の2m800の部分は10m以上とする。	〔国内〕 囲いの形状は図示したようにU字型とする。門口は6mとし、投てき用のサークルの中心から4m200前方の位置とする。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは、囲いの後部のパネルか掛け網部分は7m以上、ピボット点につながる最前部の2mの部分は9m以上とする。
304		図：ハンマー投・円盤投兼用囲い 図：ハンマー投専用囲い	

第 7 部 競歩競技																															
329 ～330	230 -7	第 230 条 競歩競技 7. (c)ピットレーンは、・・・ならない。 いかなる場合でも4枚以上のレッドカードが出た場合、当該競技者は失格となる。ピットレーンに入るよう命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合、競歩審判員主任によって失格となる。 <table><tr><td>距離（その長さを含む）</td><td>時間</td></tr><tr><td>5000m・5km</td><td>30 秒</td></tr><tr><td>10000m・10km</td><td>1 分</td></tr><tr><td>20000m・20km</td><td>2 分</td></tr><tr><td>30000m・30km</td><td>3 分</td></tr><tr><td>40000m・40km</td><td>4 分</td></tr><tr><td>50000m・50km</td><td>5 分</td></tr></table>	距離（その長さを含む）	時間	5000m・5km	30 秒	10000m・10km	1 分	20000m・20km	2 分	30000m・30km	3 分	40000m・40km	4 分	50000m・50km	5 分	第 230 条 競歩競技 7. (c)ピットレーンは、・・・ならない。 <u>ピットレーンに入るよう命じられても入らない場合や定められた時間とどまらない場合、競歩審判員主任によって失格となる。3枚目のレッドカードを出された競技者をレースの終了間際にピットレーンに入れることができなかった場合、審判長は当該選手のフィニッシュタイムにピットレーンにとどまるよう定められた所定の時間を加えて記録を修正し、必要に応じて順位を修正しなければならない。いかなる場合でも4枚以上のレッドカードが出た場合、当該競技者は失格となる。</u> <table><tr><td>距離（その長さを含む）</td><td>時間</td></tr><tr><td>5,000m・5km まで</td><td>30 秒</td></tr><tr><td>10,000m・10km まで</td><td>1 分</td></tr><tr><td>20,000m・20km まで</td><td>2 分</td></tr><tr><td>30,000m・30km まで</td><td>3 分</td></tr><tr><td>40,000m・40km まで</td><td>4 分</td></tr><tr><td>50,000m・50km まで</td><td>5 分</td></tr></table>	距離（その長さを含む）	時間	5,000m・5km まで	30 秒	10,000m・10km まで	1 分	20,000m・20km まで	2 分	30,000m・30km まで	3 分	40,000m・40km まで	4 分	50,000m・50km まで	5 分
距離（その長さを含む）	時間																														
5000m・5km	30 秒																														
10000m・10km	1 分																														
20000m・20km	2 分																														
30000m・30km	3 分																														
40000m・40km	4 分																														
50000m・50km	5 分																														
距離（その長さを含む）	時間																														
5,000m・5km まで	30 秒																														
10,000m・10km まで	1 分																														
20,000m・20km まで	2 分																														
30,000m・30km まで	3 分																														
40,000m・40km まで	4 分																														
50,000m・50km まで	5 分																														

第 8 部 道路競走			
334	240	第 240 条 道路競走	第 240 条 道路競走 <u>〔注釈〕 IAAF ロードレースラベル大会として行われる競技会については、本規則に加え、IAAF Label Road Races Regulations を適用する。</u> 距離 1. 基本道路競走の標準となる距離は・・・

335	240 -3	3. コースは競技者の使用が許される道路として区分されている個所の最短距離を測定する。 ・・・。 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する大会・・・、コースの長さは、IAAF公認コース計測員が事前に確認されているべきである。	3. コースは競技者の使用が許される道路として区分されている <u>場所</u> の最短距離を測定する。 ・・・。 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する大会・・・、コースの長さは、IAAF公認コース計測員 <u>によって</u> 事前に確認されているべきである。
336	240 -6	スタート 6. レースは信号器、大砲・エアホーン・・・、レースをスタートさせなければならない。	スタート 6. レースは信号器、大砲・エアホーン・・・、レースをスタートさせなければならない。 〔国内〕 <u>スタートの並び順は参加者の持ちタイムや申告タイムの順に並べることが望ましい。</u>
	240 -7	安全 7. 道路競走の主催者は、競技者および競技役員の安全を確保しなければならない。 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では、主催者は道路を全面車両通行止にして、自動車の通行を遮断しなければならない。	安全 7. 道路競走の主催者は、競技者および競技役員の安全を確保しなければならない。 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では、主催者は道路を全面車両通行止にして、自動車の通行を遮断しなければならない。 〔国内〕 i. <u>審判長や医事代表もしくは主催者によって任命された医師（以下、医師）が近くにいないとは限らないので、走路上の審判員は常に競技者の状態をチェックする。競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となつて歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは直ちに声掛けを行ない、健康状態の確認を行なう。この声掛けは助力とは見なさない。</u> ii. <u>競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となつて歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは必要に応じて介護を行う。このために一時的に競技者の身体に触れることは、助力とは見なさない。</u> iii. <u>上記 i、ii の事象が生じたときは、当該および周囲の審判員または大会医療スタッフは直ちに大会本部へ連絡を行い、審判長または医師の判断による指示に従って、当該競技者に対応する。</u> iv. <u>審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。</u> v. <u>大会主催者は、あらかじめ緊急時に備えた医療体制（医師・医療スタッフの適切な配置、救急搬送手順）や連絡体制（連絡用機器、連絡網）等を整備し、関係者（競技者、チーム関係者、審判員、大会医療スタッフ等）に対して、緊急時対応について事前説明を行ったり競技注意事項等に明記したりして、周知徹底しなければならない。</u>
338	240 -10	10. 審判長が審判員または監察員またはそれ以外の報告により競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。	10. 審判長が監察員や他の審判員、またはそれ以外の大会関係者の報告により、競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。
	240 -11	11. 監察員は・・・ならない。その他の監察員はレース中コースに沿って移動し、観察を行う。	11. 監察員は・・・ならない。その他の監察員はレース中コースに沿って移動し、 <u>監察</u> を行う。

			〔国内〕 トランスポンダーを使用する場合、時間の判定はトランスポンダーの記録で行うが、着順を厳密に判定することが必要な大会の場合は、正確な判定を行うために、フィニッシュ地点には写真判定装置のようなカメラや高速カメラ、フィニッシュラインの両側から撮影するビデオカメラ等を設置することが望ましい。
第9部 クロスカントリー競走、マウンテンレース、トレイルレース			
343 ～346	第251条 マウンテンレース 第252条 トレイルレース <1つの条に集約・ほぼ全面改訂>	第251条 マウンテンレースとトレイルレース I. 総則 コース 1. (a) マウンテンレース・トレイルレースはさまざまな種類の地形（砂地、土の道、林道、一人しか通り抜けられない森の小道、雪道等）や環境（山、森林、平原、砂漠等）で行われる。レースは主に未舗装のオフロードで行われるが、コースの一部が舗装（アスファルト、コンクリート、碎石等）されていても構わないものの、最小限の距離に抑えられている必要がある。既存の道路や小道をできるだけ使用する。 (b) マウンテンレースに関しては、舗装路面で行われるものにはいくつかの例外規定があるものの、コースに大きな高低差がある場合のみ実施可能である。 (c) コース上には競技者が地図を読むような特別な技術を必要としない、容易に認識できる標識を設置しなければならない。 (d) トレイルレースに関しては、距離や高低差に制限はないが、コースは自然環境に合わせて走るように設置されたものでなければならない。 (e) マウンテンレースは伝統的に「Uphill」「Up&Down」に分類される。平均的な高低差は1kmあたり約50～250m、距離は42.2kmまでとする。 スタート 2. マウンテンレースとトレイルレースは、通常、全競技者が一斉にスタートする。性別や年齢によるカテゴリーで分けてスタートすることもできる。 安全・環境 3. 主催者は競技者と競技役員の安全を確保しなければならない。特に高地のために天候に左右されやすい特殊な状況や利用可能な施設を考慮しておかなくてはならない。また、主催者はコース設定時から競技中、競技終了後も環境保護に関して十分に責任を持つ。 器具 4. マウンテンレースとトレイルレースは標高の高い山を登るような特別な登山技術や登山用具、特殊な装備等を使用するものではない。トレッキングボールの使用は主催者の裁量により認められることもある。主催者はレース中に競技者が直面すると予想される状況により、競技者が遭難を回避できるように、事故発生時等に通報し救助が来るまでに安全に待機することができるとような安全器具の携行を義務付けたり、推奨	

			したりすることができる。 <u>レースの体制</u> 5. 主催者は、あらかじめ最低限以下の内容を含む競技会の規則を公表しなければならない。 ・担当責任者の詳細（氏名、連絡先） ・競技種目と開始時間 ・競技に関する技術的情報：総距離、最大標高差（エレベーション）、コースの主な難所 ・コースの詳細地図 ・コースの特徴 ・コース上の標識設置基準 ・コース上の監視ポイントや医療・救急拠点（該当する場合） ・携行が許可、推奨、必須となる器具（該当する場合） ・守るべき安全規則 ・処罰、失格に関する規則 ・制限時間と関門（該当する場合） <u>II. マウンテンレースとトレイルレースに関する国際競技規則</u> <u>適用範囲</u> 6. 以下に記載の競技規則は世界選手権では必ず適用する必要があるが、他の全ての国際競技会にも適用することを強く推奨する。世界選手権以外の全てのマウンテンレースとトレイルレースでは、当該大会の規則や各国の規則を適用することが優先されるが、もし国際競技規則により実施する場合には、そのことを当該競技会の競技規則に明記しなければならない。他の全ての競技会においては、審判長が加盟国団体または当該地域陸連、あるいは競技会を監督する機関によって任命されたのならば、当該審判長は陸上競技の一般規則を遵守しなければならないが、マウンテンレースとトレイルレースに関する国際競技規則を強制してはならない。 <u>スタート</u> 7. スタートの合図は、400m を超えるトラック競技で用いる方法で行う（参照 162 条 2 (b)）。多数の競技者が出場するレースでは、スタート 5 分前、3 分前、1 分前の合図を行う。スタートまで 10 秒間のカウントダウンを行うこともできる。 〔国内〕 危険防止の観点から、スタートまで 10 秒間のカウントダウンは行わない。 <u>レース管理</u> 8. 審判長が監察員や他の審判員、またはそれ以外の大会関係者の報告により、競技者が以下のような行為を行ったと判定した場合、当該競技者は失格となるか競技会規則で定められた罰則を受ける。 ・コースを外れ、走るべき距離を短くした ・他のものから走るペースに関する助力を受けた ・主催者が設置した場所以外で飲食物を受取った ・特に定められた競技会規則（競技注意事項等）に従わなかった <u>トレイルレースに関する特別規定</u> 9. (a) 舗装面はコース全体の 25% を超えてはならない。
--	--	--	--

(b) レースは「km-effort」(キロメートル・エフォート)により分類される。「km-effort」はkmで表される距離と、mで表される累積獲得標高を100で除した値(小数点以下切捨て)の合計で計測される。

km-effort =

総距離(km) + 累積獲得標高(m) / 100

(例) 距離 65km、獲得標高 3500mのレースの

km-effort : $65 + 3500 / 10 = 100$

この考え方により、レースは以下のように分類される。

カテゴリー km-effort

XXS 0 - 24

XS 25 - 44

S 45 - 74

M 75 - 114

L 115 - 154

XL 155 - 209

XXL 210 以上

(c) 世界選手権ではショート(S)とロング(L)のカテゴリーに基づいて競技が行われる。

・ショート : 距離 35~45km

最小獲得標高 1500m以上

・ロング : 距離 75~85km

(d) 競技は自給自足の考え方によって行われ、競技者はエイドステーション(補給所)間では、装備、通信、飲食物について自分自身で責任をもって対応しなければならない。

(e) 競技者は最低限、防寒毛布(最小サイズ 140×200cm)、笛(ホイッスル)、携帯電話は常に携帯しなければならない。但し、レース中に競技者が直面すると予想される状況によっては、主催者は追加で携帯必須器具を課すことがある。

(f) 公式競技会でのエイドステーション(補給所)は、自給自足の原則を尊重するために十分な間隔を空けて設置しなければならない。スタートラインからフィニッシュライン間の水供給地点を含むエイドステーション(補給所)設置の最大数は、「km-effort」を15で割った数(小数点以下切捨て)とする。

(例) km-effort : 58 の場合 : $58 / 15 = 3.86$

スタートとフィニッシュ地点を除き、

最大3か所のエイドステーションの設置が認められる。

[注意]

i. 上記式で算出されたエイドステーション(補給所)の最大半数(小数点以下切捨て)までのステーションで、飲食物や人的援助を与えることができる。

(例) ステーションの最大数 : 3 の場合 :

$3 / 2 = 1.5$

飲食物や人的援助を受けることができる

ステーションの最大数は1か所。

残りのステーションでは飲料のみが与えられ、食料や人的援助は与えられない。

ii. 人的援助が与えられるエイドステーション(補給所)では、各国が個々のテーブルやスペースが割り当てられ、国や領土の旗によって見分けがつき、各国の公式スタッフが競技者を援助できるように配置されなければならない

			い。テーブルはアルファベット順に配置され、各チームは1テーブルあたり最大2名の公式スタッフを配置することが認められる。 iii. 競技者への援助（飲食物の提供）は、上記で定められた通りのエイドステーション（補給所）でのみ行なわれる。 (g) 明らかに同着であることが明白な時は、競技者の意向により同着として認められる。 <u>マウンテンレースに関する特別規定</u> 10. マウンテンレースの種目は以下のように分類される。 ・クラシック Uphill ・クラシック Up&Down ・Vertical ・長距離 ・リレー 11. Vertical 以外の全ての種目は、コースの平均斜度は5%（または1kmあたり50m）から25%（または1kmあたり250m）の間でなければならない。コースが引き続き走れることを前提として、最も好ましい平均斜度は約10%～15%である。これらの制限は斜度が25%以上でなければならないVertical種目には適用しない。 12. 世界選手権では以下の種目と距離の競技が行われる。 ・クラシック Uphill : ジュニア（男子・女子） 5～6km シニア（男子・女子） 10～12km ・クラシック Up&Down : ジュニア（男子・女子） 5～6km シニア（男子・女子） 10～12km ・Vertical : 少なくとも1000mの上方向への垂直高度。誤差±10mの精度で、承認された方法で計測。 ・長距離 : 距離は42.2kmを超えてはならず、コースは主に山登り、または山登りと山下りであること。コースの総上昇高度は2000mを超えてはならない。男子の優勝記録は2～4時間で、舗装面は総距離20%未満でなければならない。 ・リレー : あらかじめ決められ知らされていれば、どんなコースでも、性別・年齢が混在するチームでも行うことができる。それぞれの走る距離と高度はクラシック種目の定義を考慮する。 <u>[注]</u> i. 世界選手権では、伝統的にクラシック Uphill とクラシック Up&Down は大会の交互に行なわれる。 13. スタート地点およびフィニッシュ地点において、水やその他の適切な飲食物を提供するものとする。追加的な水、スポンジ供給所をコース沿いの適切な場所に設ける。
--	--	--	---

第 10 部 世界記録と日本記録			
351	260 -15	第 260 条 世界記録と日本記録 15. (b) ある定められた時間内に達した距離を競うレースは、ある一定距離のレースと併存してもよい。(例 1 時間走と 20,000 参照第 164 条 3)	第 260 条 世界記録と日本記録 15. (b) ある定められた時間内に達した距離を競うレースは、ある一定距離のレースと併存してもよい。(例 1 時間走と 20,000 <u>m</u> 参照第 164 条 3)
352	260 -18	18. 混成競技の世界記録 個々の種目の記録が第 280 条 8 で定められた条件の下で達成されたものでなければならない。それに加え、風力計測が求められる種目では平均秒速 (個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの) は、2m を超えてはならない。	18. 混成競技の世界記録 個々の種目の記録が第 200 条 8 で定められた条件の下で達成されたものでなければならない。それに加え、風力計測が求められる種目では平均秒速 (個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの) は、 <u>±2m</u> を超えてはならない。
356	261	第 261 条 世界記録が公認される種目 フィールド種目 跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投	第 261 条 世界記録が公認される種目 フィールド種目 跳 躍：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 投てき：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投 男女混合 <u>競走、混成競技、競歩種目</u> <u>写真判定のみ： 4×400mR (男女混合)</u>
364	266 -10	〔国内〕 第 266 条 日本記録と公認記録 フィールド種目 跳 躍(4)：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 投てき(4)：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投	〔国内〕 第 266 条 日本記録と公認記録 フィールド種目 跳 躍(4)：走高跳 棒高跳 走幅跳 三段跳 投てき(4)：砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投 男女混合 <u>競走、混成競技、競歩種目</u> <u>写真判定のみ： 4×400mR (男女混合)</u>

その他 : 計測単位表記の統一 (148-4)

日本陸上競技連盟駅伝競走規準

373	5	第5条 走行	第5条 走行
	-2	2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、医師（医務員）の判断による。	2. 競技者が走行不能となった場合、即ち、歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態になったときは、役員、チーム関係者等によって、道路の左端に移動させなければならない。その後、続行させるかどうかは審判長、<u>主催者によって任命された医師</u>の判断による。
	5		
	-3	3. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。	3. <u>走行不能になった競技者の近くにいる審判員は当該競技者に声掛けを行い、健康状態をチェックしなければならない。その後、直ちに大会本部へ状況報告を行い、審判長または主催者によって任命された医師の判断による指示に従って、当該競技者に対応する。審判長または主催者によって任命された医師から中止を命ぜられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。</u>
			4. 競技者が途中で競技を続行できなくなったとき、または、競技を中止させられた場合は、原則として当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームの競技の続行、記録や成績の取り扱いは、その大会の内規等による。
374	11	第11条 助力	第11条 助力
	-3	3. 正常な走行ができなくなった競技者を一時的に介護するために、競技者の体に触れるのは助力とはみなさない。	3. 正常な走行ができなくなった競技者に<u>審判員や大会医療スタッフが声掛けを行ったり、一時的に介護するために競技者の体に触れたりすること</u>は助力とはみなさない。
	12	第12条 競技運営関係車両	第12条 競技運営関係車両
	-7		7. <u>救護車を使用する場合は、医師（医務員）または医療スタッフを同乗させることが望ましい。</u>

2019 年度競技規則の緊急改定について

以下の 2 件の競技規則改定について提案する。適用は 2019 年 4 月 1 日以降とする。

(1) IAAF 提案の即時発効競技規則修正について

3 月 10 日～11 日ドーハにて行われた IAAF カウンシルミーティングにおいて技術委員会提案の競技規則修改正案が可決され、特に緊急性の高い数件が即時発効となった。競技運営委員会において検討した結果、2020 年東京オリンピック参加者の半数は IAAF のランキングシステムにより決定することが提示されたこと、近年日本人競技者が世界大会へ参加する機会が増大していること、そしてランキングシステムを見据えて国内でもアジアパーミット競技会が増加したこと等から、国際規則に基づく競技会運営は必須であると考えた。しかしながら国内、国外とも大きな影響を及ぼさないであろう規則については混乱を避けるためにも今回提案せず次年度送りとした。

① 第 180 条 17 遅れ フィールド競技の試技に許される時間

2018 年度に 30 秒に短縮された時間を 2017 年度以前のものに戻す。30 秒→1 分

② 第 230 条 7 「ピットレーン」→ 「ペナルティゾーン」

(2) 300m ハードルの導入に伴う競技規則の改定

日本陸連競技者育成指針の制定およびそれに基づく国体種目・U18 種目の変更に伴って U18 および国体少年種目において 300m ハードルを正規の種目として位置づけるため、競技規則を下記のように改定するものである。

第 168 条 ハードル競走

第 168 条 ハードル競走 1 項の〔国内〕2 に次の文章を追加

1. 〔国内〕2 300m ハードルは、つぎの規定によって実施する。
 スタート位置：300m のスタートラインに同じ
 スタート～第 1 ハードル：45m
 ハードル間：35m
 第 8 ハードル～フィニッシュライン：10m

第 168 条 ハードル競走 3 項に距離とハードルの高さ追加

3. 寸法 — ハードルの標準の高さは、つぎの通りである。

男子	距離	標準の高さ	女子	距離	標準の高さ
一般	110m	1m067	一般	100m	838mm
	400m	914mm		400m	762mm
U20	110m	991mm	U20	100m	838mm
	300m	914mm		300mm	762mm
U18	400m	914mm	U18	400m	762mm
	110m	914mm		100m	762mm
	300m	838mm		300m	762mm
	400m	838mm		400m	762mm

〔国内〕 第 266 条 日本記録と公認記録の U20・U18 の種目に追加